

日治時期台灣的殖民統治與同化教育問題

林珠雪

東海大學日本語言文化學系 副教授

摘要

後進帝國主義國家日本在獲得台灣成為其第一個殖民地時，是一面仿效英、法等帝國主義前輩的殖民政策，一面摸索如何統治台灣。到了大正末期，日本明確地採取了「內地延長主義」的同化主義政策，除了法律、制度面外，更利用其同化教育以達文化統合及國民教化之效。

在面臨列強的威脅下，日本急速地建立了近代天皇制國家。近代天皇制國家擁有近代化國家的外表體制，但卻同時難脫前近代國家的封建本質，此一近代天皇制國家的特質亦表現在對台灣的統治上。尤其是習自法國的「內地延長主義」之同化政策，在經由孕育於日本政治土壤的殖民統治者的詮釋下，亦映照了近代天皇制國家的本質與特色。

明治憲法的制定與教育敕語的發布充分顯現了近代天皇制國家之近代與前近代並存的矛盾，而同樣的形式也表現在台灣的殖民統治上，在宣揚文明近代化的同化政策的同時，其同化教育亦灌輸作為「臣民」所必須具備的「道德」與忠誠心。

「同化」教育的施行暴露了近代天皇制國家殖民統治的本質，其結果是無法在大日本帝國憲法中被認定為「臣民」的台灣人民並不具備「臣民」的權利，但卻被要求需具備作為「臣民」的忠誠心和應盡的義務。

關鍵詞：近代天皇制、同化主義、同化教育、殖民統治、
國體觀

受理日期：2013.08.31

通過日期：2013.10.26

The issue of colonial administration and assimilation in education in Taiwan during Japanese occupation

Lin Zhu-Xue

Department of Japanese Language and Culture, Tunghai University

associate professor

Abstract

After Japan, an imperialistic nation, occupied Taiwan as her first colony, she followed the colonial policies of Britain, France and other imperialist predecessors and at the same time groping for a way to rule Taiwan. During the late Taisho period, the Japan government clearly adopted the assimilation policies of "inland territorial expansionism", which in addition to law and system, used education to achieve cultural assimilation and integration of national enlightenment.

Under the threat of the Great Powers, Japan rapidly established a Modern Emperor System. Although Modern Emperor System countries appeared to have the frame of a modern state, it's still difficult to escape from the feudal nature of the pre-modern generation. This quality of the Modern Emperor System country also reflected on its rule on Taiwan. The assimilation policies of "inland territorial expansionism" learned from France especially reflected the quality and characteristics of the Modern Emperor System country under the interpretation of the colonial rulers, who had developed in the Japanese politics.

The establishment of the Meiji Constitution and the release of the Imperial Rescript on Education fully demonstrated the conflict of the coexistence of modern and pre-modern state in a Modern Emperor System country, and the same pattern was also manifested in the colonial rule in Taiwan. As the promotion of the modernization of civilization and assimilation policies carried on, the "morality" and loyalty required within a citizen were also simultaneously indoctrinated through education.

The implementation of assimilation education had exposed the colonial governance nature of the Modern Emperor System. As a result, the Taiwanese, who were not recognized as lieges by the Constitution of the Empire of Japan, did not have the lieges' rights. However, Taiwanese needed to follow "Imperial Rescript on Education" under the state system which Taiwanese needed to have the loyalty of lieges and required obligations.

Keywords: Modern Emperor System of Japan、assimilation、assimilation education、colonial administration、Japanese national structure

台湾における日本の植民地統治と同化教育問題

林 珠雪

東海大学日本言語文化学科 副教授

要旨

帝国日本は先輩のイギリスとフランスを見習いながら、植民地台湾支配の方策を模索していた。大正末期に至ると、フランスに見習った「内地延長主義」という同化主義的方向を打ち出すようになり、法律・制度のみならず、教育・文化の面においても力を入れ、文化統合、乃至国民教化を試みた。

日本統治者の理解のもとで進められた同化政策であるため、西洋体制を導入しながらも前近代的要素を併せ持つ近代天皇制国家の特徴は近代天皇制国家における植民地統治においても映し出されていたのである。台湾で実施した「同化政策」は台湾住民に近代文明化させると同時に、教育勅語を基盤とした天皇臣民としての「国体観」に基づいた忠誠心と「道徳」を植え付けようとした同化教育も施された。

「同化」教育の実施によって、一方的に台湾人民の「心」を忠良な「臣民」として順服させようとしながらも、台湾人民を大日本帝国の臣民として認めなかった。結果的には、植民地人民は「臣民」としての権利が奪われたまま、「臣民」としての義務が果たせられることになったのである。

キーワード：近代天皇制、同化主義、同化教育、植民地統治、
国体論

台湾における日本の植民地統治と同化教育問題

林 珠雪

東海大学日本言語文化学科 副教授

1. はじめに

1911年以降、帝国日本の内外情勢の変化のもと、植民地台湾に対する統治方向も収奪の対象から国民統合の対象へと変わりつつあるように見えていた。その一連の政治体制や教育文化面においての変革に対しては、一般的には帝国日本の「同化政策」であると見なされていた。しかし、この「同化政策」や「同化主義」は帝国日本の固有名詞に由来するものではなく、植民地方策を模索していた際、当時のフランスやイギリスなど帝国の「先輩」に見習ったものである。

西欧列強と並立するために立てられてきた近代天皇制国家は西洋体制を導入しながらも前近代的要素を併せて持つものである。この特徴は近代天皇制国家における植民地統治においても映し出されていた。近代天皇制国家の二重構造のジレンマが最も明らかな形で現れてきたのは明治憲法の制定と教育勅語の発布であるのと同じように、帝国日本の植民地統治の矛盾も西洋植民地論理を借りながら、「同化政策」を実施していた時期から、顕在化してきたと思われる。

民主思潮と民族自決運動が盛んになった大正期にフランス式の「内地延長主義」に基づいた「同化政策」が出されるようになったが、この「同化政策」の実施は「一視同仁」、「文明化」などのスローガンに示された「後進帝国」日本の植民地統治における近代性と対照的に、「教育勅語」に基づいての「修身」や「国語」教育の徹底的实施によって「同化」教育の前近代性が露呈されるようになった。1937年以降の「皇民化」教育は台湾人民を動員する需要に応じて、「同化」政

策や教育をさらに強化していく段階的な施策のようであるが、近代天皇制国家の支配原理、及び統治当初から存在している「同化論」から見れば、この時期の「皇民化」は天皇制国家の必然的な到達点であり、戦争における兵士の動員という理由は「皇民化」を加速する触媒的な存在であると考ええる。

本稿は帝国日本の植民地統治の基本思潮である「同化主義」が持つ両義性（近代的文明化と前近代的「同化」教育）の検討を通して、近代天皇制国家の特質を二重に映し出す作業によって、帝国日本の近代国家としての真相をアプローチしようとするものである。

近年、台湾人アイデンティティーの問題が重視されつつある中、日本植民地時代の「同化」問題の討論も盛んになってきた。これらの研究史の大部分は被支配者の発声として日本の「同化」が民族と文化の抑圧である観点から台湾人のアイデンティティーの歴史的葛藤を述べている¹。そのうち、陳培豊氏の『「同化」の同床異夢』（2004、東京：三元社）は、“文明への同化”（文明化・近代化）と“民族への同化”（植民地支配－皇民化）という「同化」両義性から日本植民地の「明」（近代化への貢献）と「暗」（植民地支配－皇民化）の二元性を検討することによって、台湾における日本の国語教育と「同化」の関係を論じ、そして支配者側の政策に対応していた台湾人の受容体制も検討した²。本稿も同じく「同化」

¹ 例えば、呉文星、1987年「日據時期台灣總督府推廣日語教育初探（上）、（下）」（『台灣風物』第37卷1期、4期）：日本の植民統治は「同化」の成果は達成できなかったと結論を下した。そして、その原因についてつぎの2点を挙げた。(1)日本統治者が台湾固有の歴史・文化を軽視したこと(2)差別・隔離などの植民政策に帰していること。最近の研究としては、周婉窈『海行兮的年代』（2004年、台北：允晨文化）、荊子馨『成為日本人』（2006年、台北：麥田出版社）、方孝謙『殖民地台灣的認同摸索』（2008年、台北：巨流圖書）、陳翠蓮『台灣人的抵抗與認同』（2008年、台北：遠流出版）などがある。

² 「同化」について、被支配者が最初から拒絶、抵抗の主体として描かれている先行研究と異なり、国語教育を台湾人が積極的に受容したという見解は本書の特徴であると思われる。

の両義性を注目したいと思うが、前掲書の被支配者側の対応（あるいは受容）というよりは支配者側の「同化」認識に重点を置き、「心」の忠誠心を求める日本側の統治構造を見ていこうとする試みである。

2. 明治天皇制国家の特色について

ー井上毅の天皇観を中心にみる

周知のとおり、明治国家を近代国家として成り立たせたのは市民革命を経、下の「農・工・商」の人民による改革ではなく、江戸時代の「士族」という統治階級からの変革である。すなわち、社会はまだ近代化の洗礼を受けていない前近代的な身分秩序の中にありながら、上からの国家体制の変革が急がれ、西欧列強に認められるような近代国家を樹立せねばならなかったのである。江戸時代の身分社会における寺小屋教育（読み書き・算盤の実業教育）と藩校教育（儒学中心）の教育システムから生まれた治者（＝「学知」の取得者）の統治観と国際認識は近代国家として建設した際の日本の青写真として映すようになっていった。

明治憲法と教育勅語の両方に起草に関わった唯一の人物である井上毅³は国家の成立原理について、他国の契約説や征

³ 井上毅は1843年に熊本城下竹部に生まれた。父は熊本藩の家老の家臣である。藩校時習館での学習は井上の学問の基礎とも言える重要な存在である。1867年に江戸遊学に命ぜられて、フランス学を学んだ。1870年に南校に入った。1871年、司法省十等出仕となった。ここから官僚の生涯が始まった。1872年に司法卿の随員に渡仏し、さらにベルリンに赴いて1873年に帰国した。この一年ぐらいの間、ヨーロッパの刑法、治罪法、司法制度について調査している。1879年西欧治罪法を紹介するため『治罪法備考』を刊行し、同年に大久保利通の中国派遣にあたって意見書を提出して随員に加えられ、諸文案の起草などでその才能を発揮して大久保に認められ、頭角が現れるようになった。翌年、『王国建国法』を翻訳してプロシア憲法を日本に紹介した。1882年太政官大書記官、1883年兼地方官会議御用掛、ついで兼内務大書記官となった。このころ、伊藤博文の委託で「教育議」を起草した。これから、岩倉具視・伊藤らの命で各種の意見書の起案をするようになり、また自分の意見を上申し、これを通じて政府要路者と密接な関係を持つようになった。そして、それを出発点として、明治十四年政変

服説と違って、「御国に於ける国家成立の原理は、君民の約束でない、兵力の征服でない、一ツの君徳である」⁴という君徳説のもとで、日本の天皇統治は「先第一着に天日嗣の大御業の源は、皇祖の御心の鏡で、天下の青人草を知ろしめして、力でない心で御支配遊ばして、御心にかけて、御世話を遊したといふことが、御国の国の成立の初めである」⁵という精神的な心の動きによる自然的な統治形態であるとする。すなわち、日本国家の特色は、その精神的な心の動きによる自然的な統治形態と、皇祖皇宗の人民を慈愛するゆえの「君徳」にある。これは日本統治形態の特殊性であり、他国にまさる統治形態でもある。ここで井上毅がもっとも強調しようとするのは、日本の独自の国体に基づいた天皇統治の優越性である。

しかし、当時最大の外交課題であった条約改正が解決されるまで、天皇統治の正当性を論証する国体論も、欧米列強に認められるように説明せねばならなかった。井上毅は明治憲法発布後の明治23年（1890年）に「言霊」を刊行した。「言霊」で「我か国の憲法は欧羅巴の憲法の写しにあらずして即遠つ御祖の不文憲法の今日に発達したもの」⁶であると結論づけた。天皇は公的なものしか意思しえないという「しらす」型統治⁷が、近代的統治原理に適応できるという井上の論証は、日本神話に根ざしたものであったが、それは、国家と社会の分離と国家統治権の純公的性格を前提としたものであった

から明治憲法・教育勅語の起草に至って、多大な影響力を発揮したのである。

⁴ 『井上毅伝』史料編第五、p. 399（「自治制ニ関スル演説」明治21年12月10日）。

⁵ 同上、p. 398。

⁶ 『井上毅伝』史料編第三、p. 646。

⁷ 井上毅は公法と私法の区別に適応できるような「しらす」型統治について、「欧羅巴の人が二百年前に辛うじて発明したる公法・私法の差別は、御国には大昔より明かに定つて居る、是は何故ぞといへば、即、御国をしらすという大御業は、国土を占領すること全く公私の差別のあるからである」と述べた。（『井上毅伝』史料編第五、p. 400）

ため、その意味では欧米近代国家の原理を基礎として組み立てられたものであった。

明治憲法の発布に続いて、明治 23 年（1890 年）に「教育勅語」も発布されるようになった。憲法の起草と同じように、教育勅語の起草についても、井上毅は多大な役割を果たした。軍人精神の確立を図るために発布した「軍人勅諭」（明治 15 年）を範にした教育勅語の主な役割は、国民統合を強めるための天皇による国民教化である。しかし、井上は「今日之立憲政体之主義ニ従ヘバ、君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉セズ」⁸と教育勅語と近代的立憲精神との矛盾に気づいたので、教育勅語を「政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ」と政治上の君主の命令とは区別するような発布方式によって、その矛盾を解決しようとしたのである。しかし、井上の主張は結局採用されず、軍人への勅諭の例にならって、宮中において文部大臣に賜るという方法で、教育勅語が発布されることになった。

教育勅語の発布によって露呈した明治天皇制国家の国体と近代的立憲政体の矛盾が日清戦争の勝利と国家主権の確立によって、欧米の理論に気兼ねせずに独自の日本的論理を立てることが可能となった。日清戦争後になると、国体論が急速に広まっていき、日露戦後には、皇室と国民の関係を総本家と分家末家の関係としてとらえる家秩序的国体論となつてあらわれ、国民の総本家の家長である天皇の指揮にしたがうべしとした国体論が説得力をもった⁹。

しかし、日清戦争後に領有した台湾に対しては、この国体の国民として認められるのであろうか。植民地領有を前提とせず構築された帝国憲法体制と国体論は、台湾領有にあたって、新たな矛盾と困難に遭遇しなかったのだろうか。

⁸ 『井上毅伝』史料編第二、pp. 231－232。

⁹ 鈴木正幸、2000 年、『国民国家と天皇制』、校倉書房、pp. 147－149。

3. 明治天皇制国家の台湾における植民地統治

一台湾領有初期の統治問題と同化主義

台湾を領有した当初、台湾は日本にとってかなり手を焼く状態であった。まず、領有当初から 1915 年まで継続された台湾住民の武装抵抗である。1896 年、台湾原住民を島外へ排斥して、台湾を日本人の移植地として改造するか、台湾原住民を島内にどどめ、経済開発の資本労働力として使うか、という選択肢のもとで、¹⁰日本人の移植地として試みたが、台湾在住官吏の質とモラルの低下のみならず、移植してきた植民者も下層民で、内地人の威厳を低下させるなどの問題で失敗に終わり、更に、1897 年の台湾財政の大幅な赤字が原因で、時の松方正義内閣が総辞職に追い込まれるはめにもなったため、台湾を一億円で欧米のどこかの国に売却せよという意見さえ出た¹¹。

こうした状況の中で、台湾をどう扱うかについては当時のフランスやイギリスなどの帝国の「先輩」を手本にしようとした。台湾に対する統治方法は「特別統治」にするか、「内地延長」にするかという問題については、かなりの論争が広がっていた¹²。すなわち、1895 年の段階においては、領有し

¹⁰1896 年に、当時の首相である松方正義によって提出された「台湾現地」からの報告書は「台湾に於ける施政の方針」として、「帝国の該島領有は専ら国防上必要に出るとし、該島土民を排斥して日本人民を移植するを務むるか。あるいは帝国の該島領有は富源開発を主として、該島土民を綏撫して其資本労力を利用するに在るか」と二つの選択肢が提出されている。(小熊英二、1999 年『<日本人>の境界』、東京：新曜社 pp. 71-72)

¹¹ 同上、pp. 72-76

¹² 1895 年 6 月、第二次伊藤内閣は台湾統治制度を立案するため、内閣に台湾事務局を設置した。当時台湾制度の原案は「イギリスの植民地（コロニー）類似のもの」であった。すなわち、「台湾総督ニ十分ノ職権ヲ授ケ、而シテ台湾ヲシテ成ルベク自治ノ域ニ達セシムルコトヲ要ス」原敬は 1896 年 1 月、伊藤首相を訪ね、内地延長主義を提出した。すなわち「台湾総督ニハ相当ノ職権ヲ授クベシト雖ドモ、台湾ノ制度ハ成ルベク内地ニ近カラシメ遂ニ内地ト區別ナキニ至ラシムルコトヲ要ス」という主張である。（「台湾問題二案」伊藤博文『台湾資料』pp. 32-33）それに対して、後藤新平は総督府民政局長に就任する前に「台湾統治救急案」を出して、台湾統治の基本方針を提案した。「台湾ノ統治

た台湾の位置づけに対して、イギリスの植民地統治を模範として、台湾を「母国の国庫を富す」植民地にするか、アルジェリアがフランスの海外県とされていたように、「台湾の制度は成るべく内地に近からしめ遂に内地と区別なきに至らしむることを要す」¹³という原の発言のように台湾を大日本帝国の一県として国民国家の統合対象にするか、という論争であった。そしてこの台湾は「植民地」なのか、それとも「日本の体の一部分」なのかという問題は制度面のみならず、日本の台湾における文化統合の道具としての教育にも影響をもたらすようになった。領有初期の「同化論」と相まって、台湾総督府の初代学務部長であった伊沢修二は「新領土の秩序を維持するには、、、威力を以て其外形を征服すると同時に、別に其精神を征服し旧国の夢を去て新国民の精神を発揮せざるべからず。彼等の思想界を改造して日本人の思想と同化せしめ、全く同一の国民とならしめざるべからず。而して此の如く彼等の精神を征服するは、即ち普通教育の任務なり」¹⁴と台湾人を教育によって「日本人」に改造するような「同化論」に基づいた教育主張があった。台湾でなぜ「同化」教育が可能なのかについて、彼は原敬と同様に、台湾が人種的・文化的・地理的に日本に近い¹⁵、所謂「同文同種」とい

フシテ其完成ヲ期センシメント欲セバ、本国政府ハ成ルベク其施政ニ干渉セズ、其全権ヲ総督ニ委任シ、総督府ヲシテ自動的活動ヲ為サシメザルベカラズ」と「英国植民の本義」に倣うべきだと主張したのである。（春山明哲、1993年「明治憲法体制と台湾統治」『岩波講座 近代日本と植民地4』、pp. 38-39に参照）それはすなわち、台湾統治法においての原の「内地延長」主義と後藤の「特別統治」主義の対抗である。

¹³伊藤博文『台湾資料』、東京：原書房（1970年復刻）p. 32。

¹⁴ 同注 11、p. 94。

¹⁵これについて、小熊英二氏はその『＜日本人＞の境界』で次のように提起している。「井沢も、同化論の大勢にもれず、台湾が人種的・文化的・地理的に日本に近いという主張をとっていた。彼によれば、台湾は『鳥渡りで飛んで行かる位な所』であり、、そして言語においても『同文の国』であり、文化面でも儒教を共有していて、『人民は如何と申せば殆ど同人種』だという」（p. 97）原は「臺灣ノ地形ハ内地ニ接近シ、殊ニ海底電信ハ遠カラズシテ二線ヲ通ズベシ。船舶ノ航通モ亦

う論理に帰している。

当時、この「同文同種」に基づいた「同化」論と対照的に、「台湾ノ法律教育ニ関する調書」においては、次のような論調が見られる。

臺灣島民文化ノ低度ナル、且風俗習慣ノ我國ト懸絶スル、到底我國法典ヲ施行シ難キハ衆人ノ俱ニ知悉スル所ナリ。故ニ此島ニ施行スベキ法律ハ清國律ヲ斟酌シテ、臺民ニ適用スベキ新律ナラザルベカラズ。（「台湾ノ法律教育ニ関する調書」（伊藤博文『台湾資料』、p. 50）

臺島教育ハ法律ニ於ケルト同ジク我國學制ヲ此ニ施行スル能ハザルハ言ヲ待タズト雖ドモ、教育制度ヲ施サザレバ彼民ヲ導とテ文化ニ嚮ハシムル能ハズ。故ニ臺島永遠ノ計ヲ顧レバ學制ヲ制定シテ之ヲ強行セザル能ハズ。（同上、pp. 50－51）

以上のような台湾に対する文化認識もあって、台湾領有当初から、「特別統治」か「内地延長」かという台湾統治策に対する論争があったにもかかわらず、1922年までの台湾統治においては急速な同化主義を避け、漸進主義がとられるようになった。

この領有初期において「台湾経営」の成功で名を称えられたのは周知のとおり後藤新平である。後藤新平は、1898年から1906年までの間に、総督府民政長官として台湾統治改革を推進し、「旧慣温存による経費節減」にもとづく統治改革を断行し、積極的な植民地経営論のもとで、乃木総督時代における台湾統治の「混乱」を收拾して、それを一応の軌道にのせるのに成功した¹⁶。

漸ク頻繁ナルベシ。随テ人民ノ來往内地ト異ナルコトナキニ至ルハ甚ダ容易ナルベキガ故ニ、恰モ獨逸ノ『アルサス、ローレンス』佛國ノ『アルゼリイ』ニ於ケルガ如クナシバナリ。況ンヤ其人民ハ歐洲諸國ノ異人種ヲ支配スルガ如キモノトハ全ク情況ヲ異ニスルニ於テオヤ。」（伊藤博文『台湾資料』、p. 32-33）

¹⁶ 後藤の旧慣温存策は国内諸政治勢力の台湾関係費を経常費節減＝

しかし、台湾が経営体として考えられがちなこの時期においては、伊沢修二の「同化論」は賛成されずとも、彼の「同化論」に基づいた教育主張（特に国語教育に対する主張）は保持され、続けて実施されていた。

要するに、明治期における台湾統治の方向はどう進められるべきなのかについては、様々な思惑や政略のために、明確な方向付けがまだ困難だったのである。「同化主義」はこの段階においては台湾人民の教化や上下の意思疎通という管理上の利便性と有効性の手段として使われていると考えられる。

4. 台湾統治における同化政策と教育

4-1. 同化主義と国体論

第一次世界大戦とともに、日本は大正時代に入った。大正時代の日本国内政治の大きな特色は、政党が勢力を拡大させたことであり、また、議院外の民衆の政治的な動きが、政局に大きな影響を与えるようになったことである。すなわち、第一次世界大戦を期に、世界の動きとしては、ロシアにソビエト政権（1917年10月）が成立し、アメリカ大統領ウィルソンは平和原則14ヶ条を発表して和平を提唱し（1918年1月）、世界的に民主主義の気運が高まるにつれて、日本においても、大正デモクラシーという民主主義的風潮が高揚した。そうした風潮のなかで、日本初の政党内閣が誕生した。1918年9月原敬が総理大臣に就任し、陸相・海相・外相を除く全閣僚が政友会員からなる政党内閣であった。また、そうした政党内閣のもとで、労働組合・学生・知識人などを中心に普通選挙の実現を要求する運動がしだいに活発になった。こう

財政整理によって緩和し、あわせて、保甲制度等の導入による「土匪」鎮圧を行うためにとられた措置であった。（小林道彦、1985年「後藤新平と植民地経営—日本植民政策の形成と国内政治—」（『史林』68巻5号）を参照。

した民主運動は台湾の知識人層にも及んできた。林献堂ら知識人たちによる「台湾議會設置」の請願運動が登場したのである。

以上の情況に応じて、台湾領有初期から、「内地延長主義」の統治原則や植民地の総督は文官であるべきことを主張してきた原敬はさっそく初代の文官総督に田健治郎を任命した（1919年10月）。この文官任用制によって一般行政と軍事の分離が実現した。ついで、1921年（大正10年）の第四四議会で、原は内地法の台湾への延長施行を原則とし、台湾総督の律令権を明確に制限した法律第三号を成立させた¹⁷。こうした日本国内外の情勢と「台湾議會設置運動」の展開に代表される植民地住民の民族的自覚の台頭などの変化と相まって、台湾の統治政策が「内地延長主義」（同化主義）に転じた。

台湾で実行された同化政策は二つの柱で構成されている。一つは法律・制度である。もう一つは教育・文化面における国民教化である。そして、その実施した内容から見れば、帝国憲法と教育勅語の近代日本に対する働きと同様に、近代化と国体的道徳教化の二つの意味を持っている。法律・制度の面においては慣習法を考慮しながらも、外見の近代法制の整備に重点を置いたが、国民教化の面においては教育政策を通して、台湾住民に近代文明化させると同時に、教育勅語を基盤とした天皇臣民としての忠誠心と「道徳」を植え付けようとしている。

植民地領有を前提とせず構築された明治憲法体制は台湾を領有した時、いろいろな問題が浮上することとなった¹⁸と

¹⁷ ここに本国政治における「六三問題」は終止符を打ったのである。民法、商法、民事訴訟法が一部の例外を除いて台湾に延長施行されたのは1923年のことである。（春山前掲論文、p.46）

¹⁸ 1896年（明治29年）、「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案」が提出された。これは三年の時限立法の条件が付せられた法律第六三号である。台湾総督は軍事権、行政権のみならず、立法権も有するのであ

同様に、天皇統治の正当性を弁証する国体論も植民地領有を前提にして構成されたものではなかったため、新しい統治民に面した時、憲法と同じようなジレンマに陥っていくことも免れなかった。

教育勅語を基盤とした台湾住民への忠誠心を育成する教育の中に、異民族—台湾人をどう日本の家族国家原理に嵌め込めるのか、それからどのようにして台湾人に天皇を自分の総本家であり、宗家であることを納得させるのか。もし天皇統治の正当性を弁証とする国体論が台湾統治に適用できなければ（すなわち台湾人民は日本の臣民ではなければ）、国体論によって正当化された天皇はどうして台湾人に君臨することができるのか、この論理で行くと、天皇は台湾総督に台湾立法（律令）を委任する権力さえ持つべきものではなかった。

しかし、現実においては、統治の正当性が疑われても、領有という事実のもとで、台湾人を長期的に、しかも安定的に統治しようとするれば、台湾人の心をいかに順服させるのかは重要な課題である。

前述したように、「内地延長主義」に基づいた同化政策がまだ台湾に施されていなかった時期から、台湾に対する同化論はすでに存在していた。しかし、当時の台湾の状況と日本国内外の政治状況のもとで、同化論は台湾で採用されなかった。しかし、不思議なのは同化政策が実施されなくても、「本島ノ生徒ニ、國語ヲ傳習スルト同時ニ、廣ク博物、地理、歴史ヨリ、理、化、天文等ノ、諸現象ニ涉レル知識ヲ授ケ、以

る。多数の日本学者は、帝国議会は特定の事項に限って行政機関に立法権を委任するのであるが、「六三法」の中で規定した委任立法の範囲は一般事項にも及んでいることは明らかに違憲であるという見方から「六三法」が違憲であると主張した。この「六三法」は違憲違反ではないかなどの論議が広がっていた。

テ學者ノ、進テ實學ニ入ルノ階梯トス。」¹⁹という近代化実学とともに「国語」(日本語)教育が実施されるようになった。すなわち、就学率が低迷しながらも²⁰早い段階で国語と修身を通して台湾人への教化が始まっていた。ただ、教化の内容においては教育勅語に基づいた臣民道德よりは近代実業に重点を置いていた。すなわち、法律・体制における同化政策と整合されずに、国民教化における「同化」は日本の台湾統治と終始している。したがって、国民教化による同化教育の二つの柱である近代文明化と国体的道德化は、同時進行でありながらも、大日本帝国の国民動員の需要に応じて、国体的道德化の色づきが次第に濃くなってきた。1937年以降の皇民化教育は国体的道德の純化であり、天皇制国家における同化教育の到達点となっていた。

4-2. 1923年以降の台湾における同化教育の実施状況

「内地延長主義」、及び法律第三号が実施されて以降、台湾公学校の就学率は徐々に上がってきた。1923年の就学率は28.60%であったが、1937年には46.69%にもなり、1945年になると、漢族が71.17%、そして原住民が83.38%にもものぼった²¹。

台湾で行われている植民地教育の中心は国語と修身教育である。そして、最も重視されている科目は国語課で、毎週の授業時間は10-14時間もある²²。

長年台湾の植民地教育を研究してきた周婉窋氏は1923年に制定された第三期国語読本²³に対して、次の分類を行った。

¹⁹台湾総督府民政局、1896年『台湾適用國語讀本初探』上巻

²⁰呉文星、1987年「日據時期台灣總督府推廣日語教育初探(上)」によれば、1918年に公学校教育を完成した台湾人は延べ5万3千4百1人で、全体の1.51%を占めている。(p.8)

²¹周婉窋『海行兮的年代』(2004年、台北：允晨文化) pp.221-222。

²²周婉窋前掲書、pp.222-223。

²³周婉窋氏の研究によると、1923-1936年に使用されている第三期の

類別	課 数
日本歴史・文化・地理	40 日本事情 $59 - 2 = 57$
天皇関係/愛国教育	
実学知識/近代化	68
台湾事情	67
道德教育	46
労働	6
中国事情	5

（周婉窋『海行兮的年代』＜2004年、台北：允晨文化＞p. 226
による）

以上の表から見られるように、実学と日本事情が最も重んじられていた。そして、道德教育（「よい子供」、「よい日本人」）は国語課の内容を通して教えられている²⁴。

国語課以外、修身課は体育課と同じく週に2時間しか占めていなかったが、学童の養成としてとても重視されている。挙げられた人物の伝記や物語は殆ど日本人の例をとっている²⁵。

当時の台湾人の歴史や国家に対する認識は以上のような教育を通して育てられてきたのである。

1931年の満州事変以降、台湾に対する同化教化は更に究極的な方向に向けて進められていった。「国語」のみならず、台湾人本来の宗教を抹殺するために、「寺廟整理」と国家神道の強制も皇民化運動の重要な一環として推進された。「寺廟だけではない。総督府は、各家庭でも台湾人が祖先の位牌を祀っている靈壇に神棚をおかせ、天照大神を祀らせるため

『公学校用国語読本』は使用年数が最も長き、空襲などの影響もなかったため、皇民化教育を行っている時期で使われている第四期の『公学校用国語読本』より台湾学童に及ぶ影響力が大きかった。

²⁴ 周婉窋前掲書を参照。

²⁵ 第二期の修身書を例にすると、登場する33人の歴史人物のうち、吳鳳・曹謹以外は日本人である。（周婉窋前掲書、pp. 330）。

に祖先の位牌を取り除くことまで強制した」²⁶。言語や宗教の強制だけではなく、祖先の記憶を次の世代から消えさせるために、皇民化運動は台湾人に「改姓名」まで要求した。これを完成すれば、同化主義の窮極の目的も達成することになる。そして、同化主義を徹底させると、植民母国の「国体」思想も「自然」に植え付けられることになる。

5. 結び

台湾での同化教育は同化政策の実施を待たずに、先行させられていた。すなわち、同化政策を行うかどうかというタイミングの問題と異なり、植民地人民に対する「臣民」としての忠誠心と道德の要求は天皇制国家の統治原理に内装されているのである。

植民地領有を前提とせず構築された明治憲法体制と国体論は台湾統治にあたって、台湾領有初期には「六三法」の「違憲」問題をめぐる憲法論争が起こった。そして、内地法の台湾への延長施行という「内地延長主義」に基づいて、「法三号」が成立され、同化政策が行われたにもかかわらず、この「法三号」は植民地統治の特別法としての性格が変わらなかったため、台湾人民には内地の人民と同等の権利はとうてい与えられていなかった。そして、国体論においては、「台湾への延長施行」という支配者側による台湾人民を日本国家の国民として認めるような包摂的な「同化」政策に代わり、「同化」教育の実施によって、一方的に台湾人民の「心」を忠良な「臣民」として順服させようとしながらも、台湾人民を大日本帝国の臣民として認めなかった。

「理性」や「合理性」を強調した近代文明化の学習をさせながらも、台湾人民に天皇制国家の言語や歴史観を植え付けようとするような「同化教育」は支配者に対して被支配者の

²⁶ 林景明、1997年『台湾の「皇民化」教育』（東京：高文研）p. 42。

「臣民」としての道德と忠誠心をもたらしたかどうかは別の問題としても、結果的には、植民地人民は「臣民」としての権利が奪われたまま、「臣民」としての義務が果たせられることになったのである。

参考文献

- 台湾総督府民政局(1896年)『台湾適用國語讀本初探』上卷。
伊藤博文『台湾資料』(1970年復刻) 東京：原書房。
- 『井上毅伝』史料編第二(1986年) 東京：国学院大学図書館。
『井上毅伝』史料編第三(1986年) 東京：国学院大学図書館。
『井上毅伝』史料編第五(1986年) 東京：国学院大学図書館。
- 小林道彦(1985年)「後藤新平と植民地経営—日本植民政策の形成と国内政治—」『史林』68巻5号。
- 小熊英二(1999年)『<日本人>の境界』、東京：新曜社。
- 鈴木正幸(2000年)『国民国家と天皇制』、東京：校倉書房。
- 陳培豐(1987年)『「同化」の同床異夢』、東京：三元社。
- 鶴見祐輔『後藤新平』第二卷(1965年)、勁草書房。
- 林景明(1997年)『台湾の「皇民化」教育』、東京：高文研。
- 方孝謙(2008年)『殖民地台灣的認同摸索』、台北：巨流圖書。
- 吳文星(1987年)「日據時期台灣總督府推廣日語教育初探(上)、(下)」『台灣風物』第37卷1期、4期。
- 周婉窋(2004年)『海行兮的年代』、台北：允晨文化。
- 荊子馨(2006年)『成為日本人』、台北：麥田出版社。
- 陳翠蓮(2008年)『台灣人的抵抗與認同』、台北：遠流出版社。